

身体障害者障害程度等級表
(視覚障害)

■は、第1種身体障害者の範囲

□は、第2種

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視力の良い方の 眼の視力が 0.01 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以 下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.2 かつ他方の 眼の視力が 0.02 以下のもの	視力の良い方の 眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下か つ他方の眼の視 力が 0.02 以下の もの
	2 視力の良い方 の眼の視力が 0.04 かつ他方の 眼の視力が手動 弁以下のもの	2 視力の良い方 の眼の視力が 0.08 かつ他方の 眼の視力が手動 弁以下のもの			
	3 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内でかつ両眼に よる視野につい て視能率による 損失率が 95% 以 上のもの	3 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内でかつ両眼に よる視野につい て視能率による 損失率が 90% 以 上のもの	2 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内のもの	2 両眼による視 野の 1 / 2 以上 が欠けているも の	

(聴覚障害・平衡機能障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
聴覚 障害		両耳の聴力レベ ルがそれぞれ 100dB 以上のもの	両耳の聴力レベ ルがそれぞれ 90dB 以上のも の	1 両耳の聴力レ ベルが 80dB 以上 のもの		1 両耳の聴力レベル が 70dB 以上のもの
				2 両耳による普 通話声の最良の 語音明瞭度が 50 % 以下のもの		2 一側耳の聴力レベ ルが 90dB 以上、他側 耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの
平衡 機能 障害			平衡機能の極め て著しい障害		平衡機能 の著しい 障害	

(音声機能・言語機能・そしゃく機能障害)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		音声機能、言語 機能又はそしゃ く機能の喪失	音声機能、言語 機能又はそしゃ く機能の著しい 障害		

(肢体不自由)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢の機能の著しい障害					
	2 両上肢を手関節以上で欠くもの	2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1 両上肢のおや指を欠くもの			
			2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害		
	3 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの	4 一上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害	1 一上肢の機能の軽度の障害
	4 一上肢のすべての指を欠くもの						4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
			5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	3 一上肢の手指の機能の軽度の障害
			6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害		4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
							5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
			8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害				6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級		
下肢	1 両下肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害					1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害		
	2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	2 一下肢の機能の軽度の障害		
				2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの			3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害		
			2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの			2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	4 一下肢のすべての指を欠くもの	
			3 一下肢の機能を全廃したものの	4 一下肢の機能の著しい障害			2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの	5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの
				5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの				2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの
				6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの					
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害			
			2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの						

注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

(肢体不自由)

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
上肢機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		